

# 田村市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成23年4月1日

告示第15号

改正 平成26年1月31日告示第3号

改正 平成26年11月13日告示第94号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき市長が行う審判の請求(以下「審判請求」という。)及び審判請求により選任された成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)に対する報酬の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において審判請求とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第7条に規定する後見開始の審判の請求
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判の請求
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を要する旨の審判の請求
- (4) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判の請求
- (5) 民法第17条第1項に規定する補助人の同意を要する旨の審判の請求
- (6) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判の請求
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判の請求

## (対象者)

第3条 審判請求が必要と認められる者(以下「対象者」という。)とは、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 認知症、知的障害、精神疾患等を要因とする精神上的障害により、判断能力に支障がある者
- (2) 居住地に関して、次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 市内に住所又は居所のある者(法令等により他の地方公共団体が援護の実施者である者を除く。)
  - イ 市外に住所又は居所のある者のうち、法令等により本市が援護の実施者である者
  - ウ その他対象者の福祉を図るため、特に市長が必要と認める者
- (3) 対象者の配偶者又は二親等内の親族(以下「親族等」という。)がいないこと、又は親族等がいる場合は、当該親族等による対象者の保護が期待できないこと。

## (審判請求)

第4条 市長は、対象者に関し速やかに次に掲げる事項を調査し、総合的に勘案して審判請求の必要性を判定し、必要があると認められるときは、審判請求を家庭裁判所に対し行うものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 対象者の配偶者又は親族等の有無及び親族等による本人保護の可能性
- (3) 対象者又は親族等の審判請求を行う意思の有無
- (4) 国、地方公共団体その他の関係機関が行う各種施策の活用による対象者に対する支援策の効果
- (5) 任意後見受任者等の有無

(6) その他審判請求に必要な事項

(審判請求の費用負担)

第5条 市は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用(以下「審判請求費用」という。)を負担する。この場合において、市長は、対象者に当該費用を負担する資力があると認めるときは、家庭裁判所に対し、家事事件手続法第28条第2項の規定による対象者に対する審判請求費用の負担の命令の申立てを行うものとする。

2 市長は、前項の申立てにより求償権を得たときは、成年後見人等を通じ、対象者に対して当該費用を求償するものとする。

(成年後見人等に対する報酬の助成)

第6条 市長は、審判請求により後見開始、保佐開始又は補助開始の審判があった者(以下「成年被後見人等」という。)が次に掲げる者である場合は、成年後見人等に対する報酬の助成として、成年後見制度利用支援事業助成金(以下「助成金」という。)を、成年被後見人等に交付する。ただし、成年被後見人等が死亡した等の理由により成年被後見人等に交付することが困難な場合は、成年後見人等に交付する。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める被保護者である者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に定める支援給付を受けている者

(2) 成年後見人等に対する報酬の負担により、前号に該当するおそれがある者

(3) その他市長が必要と認める者

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、田村市成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に、家庭裁判所による報酬の付与の審判に係る審判書の謄本の写し(以下「審判書」という。)及び家庭裁判所に提出した添付書類の写し(以下「添付書類」という。)を添付して、審判書に記載されている審判日から60日以内に市長に提出しなければならない。

(助成金の交付申請の対象となる期間)

第8条 助成金の交付申請の対象となる期間は、審判書に記載されている報酬の付与の対象となる期間(以下「報酬付与期間」という。)とする。

(助成金の上限額)

第9条 助成金の上限額は、月を単位として算出するものとし、その額は次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、月の途中で場合の区分が変わったとき又は報酬付与期間が月の途中であったときは、日割計算により上限額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)を算出する。

(1) 成年被後見人等が在宅(入院及び施設入所の期間の合計が90日以内の場合を含む。)の場合は月額28,000円とする。

(2) 成年被後見人等が在宅以外の場合は月額18,000円とする。

(助成金の交付額)

第10条 助成金の交付額は、審判書に記載された報酬金額と第1号様式に記載された交付申請金額のうち、いずれか少ないほうの額とする。ただし、当該助成金の交付額は、前条の規定により算出された額を超えることはできない。

(助成金の交付の決定)

第11条 市長は、第7条の申請書が提出されたときは、審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その結果を田村市成年後見制度利用支援事業助成金交付決定(却下) 通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により交付を決定したときは、助成金を第1号様式に記載された金融機関の口座に振り込むものとする。

(助成金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部を返還させるものとする。

(調査報告等)

第14条 市長は、助成金の適正な交付を確保するため必要な限度において、申請者に対し書類の提出若しくは報告を求め、又は調査するものとする。

(補則)

第15条 この要綱の定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年告示第94号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の田村市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、平成26年10月1日から適用する。